

令和 年 月 日

清瀬市立清瀬第六小学校長 殿

登校届

病名

病院（医院・診療所）名

____月 ____日に上記の病院（医院・診療所）で受診した結果、

____月 ____日から ____月 ____日まで療養が必要とされました。

療養が終わりましたので、 ____月 ____日より登校させます。

____年 ____組 氏名

保護者氏名

※主治医から、登校許可がございましたら、保護者の方がこの用紙に記入し
学校へ提出してください。

※学校感染症の種類や出席停止期間につきましては、裏面をご参考ください。

学校において予防すべき感染症

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤投与後24時間を経て全身状態がよければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型、E型：肝機能正常化後登校可能 B型、C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱、潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭、口腔の水疱、潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能
感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態がよければ登校可能		

お子さんが、上記の学校感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」になります。出席停止の場合、欠席にはなりません。